

世界農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用基準

世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会

世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会(以下「協議会」という。)において作成した、世界農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の適正な使用と普及促進を図るため、次のとおり使用基準を定める。

(使用目的)

第1条 ロゴマークは、世界農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」のシンボルとして、商品、製作物、媒体等への適切な利用を図り、その認知度を高めることを目的とする。

(使用の申請)

第2条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)を協議会に提出し、承認を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1)協議会を構成する団体が使用する場合
- (2)協議会に認定された実践農業者が使用する場合
- (3)国又は地方公共団体等公的機関において、世界農業遺産の普及啓発・地域振興等を目的に使用する場合
- (4)新聞、テレビ、雑誌等において報道目的に使用する場合
- (5)協議会又は協議会を構成する団体の後援承認等を取得した事業に使用する場合
- (6)前各号に掲げる事項のほか、協議会が認める場合

2 前項ただし書においてロゴマークを使用する場合は、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用届出書(様式第2号)を協議会に提出するものとする。

(審査)

第3条 協議会会長は、前条による申請があったときは、速やかに幹事会を招集し、申請内容を審査する。

2 電子メール等により申請内容を幹事間で共有し、幹事全員が同意の意思を示した場合は、幹事会の開催を省略し、決議があったものとみなすことができる。

3 審査は提出された書面及び現物等を行うほか、必要に応じて申請者からの聞き取り及び現地調査を実施することができる。

(承認及び通知)

第4条 協議会会長は、前条の幹事会の審査結果をもとに、申請者に対し、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用承認・不承認通知書(様式第3号)により承認の適否を通知するものとする。

(使用期限)

第5条 ロゴマークの使用承認期間は、最長3年間とする。

2 ロゴマーク使用変更承認申請があった場合、当初の使用承認期間を使用期限とする。

(変更・中止)

第6条 ロゴマークの使用目的や方法に変更がある場合は、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用変更承認申請書(様式第4号)を協議会に提出し、承認を受けるものとする。

2 協議会会長は、前条による申請があったときは、第3条及び第4条の規定を準用し、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用変更承認・不承認通知書(様式第5号)により変更承認の適否を通知する。

3 ロゴマークの使用を中止する場合は、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用中止届出書(様式第6号)を協議会に提出するものとする。

(使用基準)

第7条 協議会会長は、次の各号いずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

(1)世界農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」のイメージ又は価値を害する恐れがある場合

(2)消費者の利益を害する恐れがある場合

(3)特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合

(4)法令や公序良俗に反すると認められる場合

(5)前各号に掲げる事項のほか、協議会として目的に反すると認められる場合

(デザイン)

第8条 ロゴマークを使用する全ての者は、前条の使用基準及び別表の武蔵野の落ち葉堆肥農法ロゴマークデザインガイド(以下「デザインガイド」という。)を遵守しなければならない。

2 ロゴマークの表示及び使用に要する経費は、使用者の負担とする。

(商標登録等)

第9条 使用者はロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録を行ってはならない。

(ロゴマークを使用した商品等の提出)

第10条 ロゴマークを使用する全ての者は、使用開始前にロゴマークを使用した商品等がわかる資料(ロゴマークを使用した商品、印刷物、写真等)を協議会に提出するものとする。

(改善指示・取り消し)

第11条 協議会会長は、使用者が審査基準、デザインガイドを遵守せずにロゴマークを使用している場合は、承認後であっても使用者に改善を指示することができる。

2 前項の改善指示に従わない場合には、ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

(問題への対応)

第12条 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、協議会及び協議会を構成する団体は一切の責任を負わない。また、使用者は問題が生じた際には、速やかに協議会に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

(その他)

第13条 この使用基準に定めるものの他、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この使用基準は、令和6年5月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用承認申請書

世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会会長 様

申請者
(住所)
(氏名・団体名等)
(代表者名)
(電話番号)

世界農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマークデザインガイドを遵守することを誓約のうえ、下記のとおり、ロゴマークの使用承認を申請します。

使用目的	
具体的な使用内容	※制作数量・サイズ、使用場所・回数等(別紙可)
使用期間 ※最長3年間	年 月 日 ~ 年 月 日
連絡担当者	

【添付書類】

- (1)申請者の概要が分かる資料
- (2)使用デザイン案及び使用方法がわかる資料
- (3)その他、世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会が必要と認める資料

様式第 2 号

年 月 日

「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用届出書

世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会会長 様

届出者
(住所)
(氏名・団体名等)
(代表者名)
(電話番号)

世界農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマークデザインガイドを遵守することを誓約のうえ、下記のとおり、ロゴマークの使用を届出ます。

使用目的	
具体的な使用内容	※制作数量・サイズ、使用場所・回数等(別紙可)
使用予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
連絡担当者	

【添付書類】

- (1)使用デザイン案及び使用方法がわかる資料
- (2)その他、世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会が必要と認める資料

様式第3号

年 月 日

「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用承認・不承認通知書

様

世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会会長

年 月 日付で申請のありました、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用

承認

承認申請につきまして と決定したので通知します。

不承認

(以下「承認」の場合)

なお、本承認にもとづくロゴマークの使用承認期間等について下記のとおりとします。

記

使用承認期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

ロゴマークを使用した商品等が完成しましたら、使用開始前にロゴマークを使用した商品等がわかる資料(ロゴマークを使用した商品、印刷物、写真等)を世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会まで提出をお願いします。

様式第4号

年 月 日

「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用変更承認申請書

世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会会長 様

申請者
(住所)
(氏名・団体名等)
(代表者名)
(電話番号)

年 月 日付けで使用承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

変更内容	
変更予定日	年 月 日
変更理由	
連絡担当者	

【添付書類】

- (1)「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用承認通知書(様式第3号)
- (2)変更後の使用デザイン案及び使用方法案がわかる資料
- (3)その他、世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会が必要と認める資料

様式第5号

年 月 日

「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用変更承認・不承認通知書

様

世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会会長

年 月 日付で申請のありました、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用

承認
変更承認申請につきまして 承認 と決定したので通知します。
不承認

(以下「承認」の場合)

なお、本承認にもとづくロゴマークの使用承認期間等について下記のとおりとします。

記

使用承認期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

今回の使用変更を反映した商品等が完成しましたら、使用開始前にロゴマークを使用した商品等がわかる資料(ロゴマークを使用した商品、印刷物、写真等)を世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会まで提出をお願いします

様式第6号

年 月 日

「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用中止届出書

世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会会長 様

届出者
(住所)
(氏名・団体名等)
(代表者名)
(電話番号)

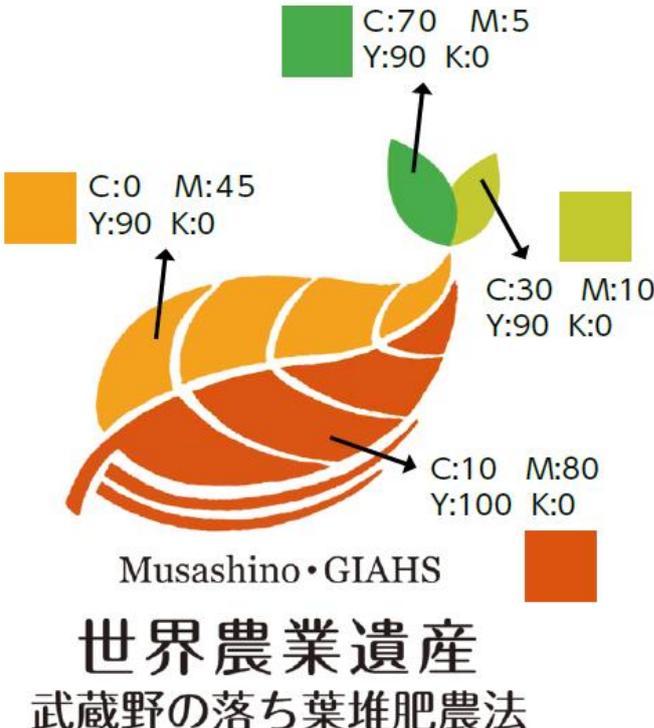
年 月 日付で使用承認を受けた内容について、下記のとおり使用を中止するので届出ます。

使用中止する成果物	
使用中止理由	
使用中止日	年 月 日
連絡担当者	

【添付書類】

- (1)中止をする商品等がわかる資料
- (2)その他、世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会が必要と認める資料

別表 武蔵野の落ち葉堆肥農法ロゴマークデザインガイド

項目	内容
<p>マークの形 文字の書体</p>	
<p>色指定</p>	
<p>備考</p>	<p>文字と図をセットで使うこととする。</p>